

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則ほか 2 規則をここに
公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 1 号

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 2 号

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規
則

松江市教育委員会規則第 3 号

松江市日吉ふれあい会館管理運営規則を廃止する規則

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の職)</p> <p>第 2 条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>理事、副教育長、次長、参事、課長、室長、教育指導官、分室長、館長、事務局長、所長、事務長、調整官、専門官、課長補佐、室長補佐、所長補佐、副館長、検査員、<u>総括主幹</u>、主幹、係長、主任、主任保健師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任行政専門員、主任技術専門員、主任保健専門員、主任教育専門員、副主任、副主任保健師、副主任栄養士、副主任行政専門員、副主任技術専門員、副主任保健専門員、副主任教育専門員、副主任管理栄養士、主任主事、主任技師、行政専門員、技術専門員、保健専門員、調理専門員、校務専門員、教育専門員、主事、技師、保健師、栄養士、管理栄養士、班長、主任校務技師、調理師主任、副主任校務技師、調理師副主任、校務技師、調理師</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第 2 条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>理事、副教育長、次長、参事、課長、室長、教育指導官、分室長、館長、事務局長、所長、事務長、調整官、専門官、課長補佐、室長補佐、所長補佐、副館長、検査員_____、主幹、係長、主任、主任保健師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任行政専門員、主任技術専門員、主任保健専門員、主任教育専門員、副主任、副主任保健師、副主任栄養士、副主任行政専門員、副主任技術専門員、副主任保健専門員、副主任教育専門員、副主任管理栄養士、主任主事、主任技師、行政専門員、技術専門員、保健専門員、調理専門員、校務専門員、教育専門員、主事、技師、保健師、栄養士、管理栄養士、班長、主任校務技師、調理師主任、副主任校務技師、調理師副主任、校務技師、調理師</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。